

その不安を話すだけでもいいんです



DVとは

配偶者・パートナーなど親しい間柄で起こる暴力のことです。中でも、交際中の男女間で起こる暴力をデートDVと言います。

- ▶ 身体的暴力…殴る、蹴る、たたく、髪の毛をひっぱる、首を絞めるなど
- ▶ 精神的暴力…思い通りにならないと不機嫌になる、無視する、大声で怒鳴るなど
- ▶ 経済的暴力…生活費を渡さない、家計を厳しく管理するなど
- ▶ 性的暴力…性的な行為を強要する、避妊に協力しないなど
- ▶ 社会的暴力…人付き合いを制限する、交友関係を監視する、スマートフォンの履歴チェックなど

暴力は絶対許されません

暴力はその対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず決して許されるものではありません。特に、パートナーなどからの暴力、ストーカー行為、セクハラ、性暴力などは著しい人権侵害で、女性が被害者になる割合が高いです。

ひとりで悩まず
相談を

- ▶ DV相談ナビ(☎#8008)
- ▶ DV相談+
24時間受け付けの電話
(☎0120-279-889)
- ▶ プラス相談箱(24時間受け付け)
チャット(受付12時～22時)
- ▶ 府中市子育て応援課(☎0847-44-9146)
- ▶ 広島県東部こども家庭センター
(☎084-951-2372)
- ▶ 時月～金曜日…10時15分～17時00分
- ▶ 広島県西部こども家庭センター
(☎084-254-0391)
- ▶ 時月～金曜日…8時30分～17時00分
※祝日・年末年始を除く
- ▶ 休日・夜間相談(☎082-254-0399)
- ▶ 時月～金曜日…17時～20時、
土・日曜日、祝日…10時～18時



問子育て応援課(☎0847-44-9146)



消費生活情報

インターネット広告に潜むトリック(ダークパターン)に注意!

問府中市消費生活センター(☎0847-44-9188) 所市役所南棟

時毎週月・火・木・金曜日10時～12時、13時～16時 ※祝日・年末年始は除く。

スマホやパソコンに表示される広告画面の中には、意図的に消費者に誤解させる表現や不利な条件に誘導する「ダークパターン」と呼ばれるトリックの手口があり、通販トラブルが増加中です。

トラブルに巻き込まれた場合、法律で規制された内容に当てはまれば取り消しが可能ですが、全てが一律に違法とは言えないのが現状です。トラブルから身を守るためには、ダークパターンの種類を知ったうえで疑う視点が大事です!

【ダークパターンの手口】

- ①追加料金や返金保証条件を目立たないようにする。
- ②「残り1点」「あと5分で終了」などと表示し購入を急かす。
- ③選ばれたいプランのボタンを大きく・目立つ色にし、それ以外を目立たないようにする。
- ④虚偽のお客様レビューや根拠のない販売ランキングで、多くの人が購入しているように見せる。
- ⑤「今だけ半額」「限定10名様」などと契約を急かす。
- ⑥申し込みはワンクリックで簡単だが、解約は平日の電話だけで、しかもなかなか繋がらない。
- ⑦注文時に、必要のない個人情報の登録を求める。

契約時の留意点

- ▶ 販売店の会社概要・情報をネット検索で確認
- ▶ 契約最終確認画面、解約条件をしっかりと確認
- ▶ うまい話は用心し、即断即決しない
- ▶ スクリーンショットを残しておく
- ※消費生活センターへの相談時に有効

